

規制の 政策評価 の実施に関するガイドライン

平成 19 年 8 月 24 日
政策評価各府省連絡会議了承
平成 29 年 〇 月 〇 日
一部 改正 案

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）の枠組みの下、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価 及び事後評価 を円滑かつ効率的に実施し、政策意思決定過程での活用を図り、もって規制の質の向上や、国民への説明責任を果たすことに資するよう「政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」及び「政策評価の実施に関するガイドライン（以下「政策評価ガイドライン」という。）」を踏まえつつ、規制の事前評価 及び事後評価 の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関における取組の進展や諸外国での先行的な取組の成果を踏まえ、必要に応じ、規制の 政策評価 の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

I 評価に当たって

規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものである。したがって、規制の 政策評価 を行い、その結果を公表することを通じて、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることが重要である。また、規制を遵守するための費用は、実施する行政庁側からみると予算を必要とするものではないため、ともすれば費用を課しているという意識が希薄となることがある。しかし、社会にとっては、予算措置と同様、費用負担である。

このため、規制の新設又は改廃時には、必要以上の国民の権利の制限や義務の賦課が行われていないかについて確認する必要がある。このように、規制の 政策評価 の果たす役割は、大きいものと考えられる。

規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものである。評価の実施においては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、その過程で充実したデータや情報が収集されることが重要である。このことを踏まえると、政策の着想から決定に至る一連の過程 において検討される観点と評価の観点はほぼ一致すると考えられることから、エビデンスに基づく政策立案及び事務の効率化の観点からも、できる限り政策検討過程と評価の過程を一体化 するよう努めるべきである。

なお、規制の性質等により本ガイドラインに定める標準的な評価が実務上困難な場合には、基本方針 I 3 「政策効果の把握に関する基本的な事項」A 及び政策評価ガイドライン 3 「評価手法」を踏まえ、可能な範囲で評価に取り組む必要がある。

また、これまでに実施された規制の事前評価は、その影響の大きさや社会での注目度にかかわらず、分量や分析の深さなどは大きく変わらなかった。しかし、社会への影響が大きいものや、社会的に論争の対象となっているような規制の場合、選択肢を増やすことや検討する影響の範囲を広げるなど、更に詳細に分析する必要がある一方、意思決定要素がほとんどない場合は簡素な評価で十分である。

そのため、当該規制の新設又は改廃に伴う社会、経済、環境等への影響の重要性に応

じて、評価の詳細さを比例させたメリハリのある評価を行うものとし、政策評価を実施することの重要性の低い規制については、簡素化した評価手法による評価を可能とするものとする。

II 評価の方法

1 評価の対象

(1) 事前評価を行うことが義務付けられる政策は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策である。

したがって、「国民」に対する作用ではない規定、「権利を制限し、又は義務を課する」作用ではない規定や、その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定については対象外となる。以下に具体例を掲げるが、これ以外の規定についても、作用の内容の性質に応じて判断すべきである。

- ① 一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定
 - ・ 国の行政機関又は地方公共団体に対して、その固有の資格により適用される規定
 - ・ 特別の法律により設立される法人、国により行政上の事務を行うこととされる法人等、法令上国との間で一般国民とは異なる特別の関係に立つ法人に対し、当該法人のみに適用される規定。具体的には独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人又は指定法人（法令上指定又はこれに類する行政行為が予定されていないが、当該法人のみが行う公的業務が定められている法人を含む。）及びこれに類するものみに適用される規定（指定法人については、指定に関する規定に限る。）
 - ・ 憲法や行政法（通説や判例において確立された解釈を含む。）において一般国民とは異なる取扱いが予定されている者に対し、当該者のみに適用される規定。具体的には公務員又は公務員であった者、行政機関や国立大学法人が設置する学校の学生や生徒、矯正・留置施設に収容・留置されている者、保護観察に付されている者などのみに適用される規定
 - ・ 外国人又は外国法人のみに適用される規定
- ② 犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定（犯罪の構成要件に当たる行為が行政機関による勧告や処分の対象とされているなど、行政機関が一定の行政目的を実現するために企画及び立案したものという性格を強く有している場合における当該部分を除く。）
 - ※ なお、罰則のうち刑罰の内容を定める部分のみでは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用には該当しない（行政処分を定める規定のうち処分の内容を定める部分についても同様である。）。
- ③ 市民社会における対等な私人間のルールを定める規定
 - ・ 民法、商行為法等に定める対等な私人間の関係を規律するための規定
 - ※ 消費者や投資家の保護等のため契約又は取引の当事者の一方のみに義務を課している場合は対等ではない。
- ④ 国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定
 - ・ 違反に対する措置の定めのない努力義務規定
- ⑤ 社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定
 - ・ 行政サービス提供の対価としての手数料、負担金等の徴収に関する規定
 - ・ 行政機関が契約の一方当事者である場合に契約の適正な履行を確保するための規定

- (2) 事前評価を行うことが義務付けられた規制以外のものについても、基本方針に基づき、積極的かつ自主的に規制の事前評価を行うよう努めるべきである。
- (3) 事後評価については、基本方針 I 5「事後評価の実施に関する基本的な事項」カ(イ)に基づき、事前評価を実施した規制に関して行うものとする。

2 評価の単位（ユニット）

(1) 上位法令と下位法令にわたるユニット（縦のユニット）

上位法令と下位法令の条項の規定が一体となって規制の内容を構成しているものについては、適切な評価の単位（ユニット）を設定して事前評価を行う。上位法令と下位法令について同時期に一括して評価を実施した場合に、それぞれの法令レベルごとに評価書及びその要旨（以下「評価書等」という。）を作成するのか、又は一括して評価書等を作成するのかは各行政機関の判断によるものとする。

なお、上位法令と下位法令について一括して評価を実施した時点から、下位法令の内容に実質的に変更が生じるなど、評価を行う必要が生じた場合においては、下位法令の改正時点で、改めて当該下位法令について評価を実施する。

(2) 複数条項にわたるユニット（横のユニット）

関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合は、個別の事例において発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位（ユニット）で評価を行う。

（参考）

評価の単位（ユニット）の例

- ① 関連する複数の条項を一括して評価の単位とするもの
（許認可等規制の主要な部分を規定した条項と、これに付随する許認可の取消、変更、是正命令、遵守基準を規定する条項）
- ② 個別の条項を評価の単位とするもの
（個別の作為又は不作為（禁止）を命ずる条項、行政機関の命令権限を単独で規定する条項）

3 規制のライフサイクルにおける評価の活用

規制の事前評価は、政策立案プロセスの各段階において活用されることが望ましい。そのため、規制の検討から、見直し（改正又は廃止）に至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、具体的には、①「検討」②「コンサルテーション」③「決定」④「事後評価」の各段階があり、事後評価の結果が当該規制の見直し又は同種類別の規制の「検討」につながり、その土台となる。

以下に、ライフサイクルの各段階における望ましい評価の活用について記載する。

(1) 規制検討段階

規制検討の段階、すなわち課題が明らかになり、何らかの対応が必要ではないかとなった際に、何もしないことや非規制手段も含めて、可能な対応案を幅広く列举し、それぞれの案の利害得失を検討するという形で事前評価のフォーマットを利用することが望ましい。

(2) コンサルテーション段階

規制の多くは、審議会（部会や分科会等も含む。）や検討会等といった場において、実質的な議論が行われていると思われるが、ここでは事前評価の各要素（規制以外のアプローチの是非、規制の必要性、代替案、遵守費用、副次的な影響及び波

及的な影響（特定の産業や業界、中小企業への影響等）が、断片的ながら、配布資料や議事録の中に記載されていることから、最初から事前評価のフォーマットを利用して、複数案を比較することで、意見の相違点や論点が明確になり、議論が円滑に進むことが期待される。また、事前評価のフォーマットに従って記述することで、どのような影響に関する知見が欠けているかが明確になり、利害関係者から効果的に情報収集し、合意を得ることができる。

(3) 規制決定段階

規制検討段階やコンサルテーション段階で事前評価のフォーマットを用いて事前評価を行っていれば、最終的な案の決定時に当該フォーマットに後述4(5)「その他の関連事項」の内容を加筆した上で事前評価書として確定すればよく、改めて事前評価書を作成する必要はない（自主的に最終的な案に係る事前評価書を作成すること自体は推奨される。）。しかし、規制検討段階から内容が大きく変わった場合は、最終的な案の事前評価書を再度作成することは、事後評価の際にも有用であるので、推奨される。

規制検討段階やコンサルテーション段階での事前評価が困難だった場合は、この段階において、規制検討段階、コンサルテーション段階での検討内容、利害関係者からの情報収集内容等を盛り込んだ規制の事前評価が実施され、評価書の作成が行われることとなる。

(4) 事後評価段階

事後評価は、事前評価（書）をベースに実施される。すなわち、事後評価は、規制の新設又は改廃の判断の鍵となった主要な影響の指標（費用や効果）が、事前評価での想定と実際の間にとどれくらい差異があるか、差異がある場合はその理由は何かについての検討から始めることになる。そのため、事前評価において、費用、効果、副次的な影響及び波及的な影響について、できる限り、定量的に記載しておくことが必要であり、客観的な根拠を土台とした規制の見直しに役立つ。

4 基本的な 評価の内容

(1) 規制の目的、内容及び必要性

ア 現状及び課題

現状及び課題を具体的に、かつ、分かりやすく説明する。例えば、現在の制度や政策体系はどのようになっているか（関係する条項及びその内容を明示）、課題の発生原因は何か、現状を維持した場合にどのような不都合が生じるか、将来どのような状態が見込まれるかに留意して説明する。

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を比較対象（以下「ベースライン」という。）として設定し、費用及び効果の推計は、ベースラインと「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較することによって行う（代替案を検討する場合もベースラインと比較する。）。

イ 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

上記アに照らして、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。その際、課題を解決するための手段を、規制以外の手段（例えば、補助金交付や政策金融等による経済的手段、業界の自発的取組、行政指導、行政側の広報・啓発等）も含めて比較検討した上で、規制手段を選択することの妥当性を示す。また、行政が関与する必要性、行政が関与を強める若しくは弱める必要性、又は関与をやめる必要性や、規制の効果が得られる過程が分かるような説明に努める。

規制の緩和の際は、緩和後の規制の必要性も説明する。

(2) 影響の評価

ア 共通事項

(i) 評価対象期間

評価の対象とする期間は、影響の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する必要がある。

(ii) 影響の項目

規制の新設又は改廃によって、新たに発生又は変化することが見込まれる、社会、経済、環境等への具体的な影響項目を可能な限り列挙する。その際、副次的な影響や波及的な影響についても発生する可能性のあるものは含める。そして、それぞれの影響について、誰が影響を受けるのかを明記するとともに、それぞれの影響が発生すると予想される過程を説明する。

(iii) 直接的な影響と間接的な影響の把握

規制による影響は直接的な影響と間接的な影響に分けることができる。直接的な影響は、主に費用と効果からなる。

本ガイドラインの以下の説明においては、「費用」は原則として金銭価値で表現されるものを指す。「効果」は、規制が課題をどれくらい解決するかを表す指標であり、定量的に（場合によっては定性的に）表現されるものを指す。

「効果」を金銭価値化したものを「便益」と呼ぶ。「効果（便益）」と表記する場合は、金銭価値化された要素と金銭価値化されない要素とを共に含むものとする。すなわち、「効果（便益）」とあっても、金銭価値化できない要素についてまで金銭価値化されていることを前提とするものではない。

客観的な評価を行うためには、影響は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示すことが望ましい。定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明する。

評価時点において、定量化又は金銭価値化のために必要な事項が当該規制の根拠となる法律（評価時点では法律案）において下位法令に委任されていることなどにより、定量化又は金銭価値化が困難な場合、その後の下位法令の検討の中で定量化又は金銭価値化が可能となった時点（行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（以下「パブリックコメント」という。）まで）において、その内容を明らかにすることが望ましい。

間接的な影響には、副次的な影響と波及的な影響がある。副次的な影響は、意図した効果以外の影響を指し、望ましいものと望ましくないもの両方があり得る。波及的な影響は、市場を通じた二次的又は三次的な影響や、雇用や地域経済、あるいは、操業への影響といった競争への影響を含むものである。

イ 直接的な費用の把握

上記アで把握した影響のうち、以下の区分の影響は費用として分類し、費用ごとに負担者を示して推計する。

(i) 費用は、その負担者の種別に応じて大きく二つに分類される。

遵守費用は、規制を受ける側にとって最も関心のある費用であり、十分な検討を行う必要がある。遵守費用は、規制に伴う費用の中でも特に重要であって、規制を行う行政側の費用ではないからこそより丁寧に説明することが

求められ、規制により負担を求められる国民（企業・団体・一般国民）に対し明確な説明を行う観点から特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化する。ただし、評価においては、正確な推計を求めているのではなく、概算が分かる程度で十分である。また前記のとおり、評価時点において、規制を受ける者の範囲その他の遵守費用の金銭価値化（定量化）のために必要な事項が当該規制の根拠となる法律（評価時点では法律案）において下位法令に委任されていることなどにより、金銭価値化（定量化）が困難な場合、その後の当該下位法令の検討の中で金銭価値化（定量化）が可能となった時点（パブリックコメントまで）において、その内容を明らかにすることが、遵守費用については特に強く求められる。

行政費用は、行政が関与することの適否の判断や継続的に必要となる費用が明らかになるなど、評価のための情報として重要であり、可能な限り定量化又は金銭価値化する必要がある。ただし、遵守費用と同様、概算が分かる程度で十分である。

① 遵守費用

規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持等）、行政への申請のための時間費用（書類の作成や提出等）などが含まれる。

② 行政費用

規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用（制度化のための研究や必要な施設、設備等）や規制導入後に要する人件費や時間費用（検査、モニタリング、増員等）が含まれる。主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）についても明記する。

(ii) 初期に必要となる費用、継続的に必要となる費用、将来の一定の時期に必要な費用など様々な費用の発生時期が想定される場合、(i)の①、②ごとにそれらの種別及び発生時期を示す必要がある。

ウ 直接的な効果（便益）の把握

上記アで把握した影響のうち、規制の新設又は改廃によって得られる効果（便益）について、受益者を示した上で、可能な限り定量的に推計する。通常、遵守費用の推計よりも、推計の不確実性が大きいとため、効果の大きさは当該時点での単一の推定値ではなく、幅を持って示すことも可能である。

エ 副次的な影響及び波及的な影響の把握

規制が直接、目標とする効果のほかに、規制により生じる人々の行動の変化や事業活動の変化等により、副次的に得られる正の影響又は副次的に発生する負の影響についても想定される項目を可能な限り列挙し、可能な範囲で定量的に推計を行うものとする。また、特定の地域、産業部門や中小企業等に与える影響、市場の競争状況に与える影響、産業連関や貿易といった市場を通じた波及的な影響についても、可能な限り予測する必要がある。これらについては、定量的な推計が困難である場合は、定性的にでも事前に明らかにすることが望ましい。

なお、競争状況に与える影響については、公正取引委員会が別に定めるところにより把握し、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要である。

(3) 費用と効果（便益）の関係

規制の事前評価の 一つの 目的は、当該規制がもたらす費用が 規制によって得られる 効果（便益） によって、正当化（justify）できるかどうかを示すことにあり、定量的に実施するためには、以下の三つの手法がある。

ア 費用分析

効果（便益） が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに 効果（便益） の方が 費用 より大きい場合等に、効果（便益） の詳細な分析を行わず、費用 の大きさと及び負担先を中心に分析するもの

イ 費用効果分析

一定の定量化された 効果 を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析するもの

ウ 費用 便益 分析

金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析するもの

(4) 代替案との比較

的確な政策の採択の検討に有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たす観点からは、想定できる代替案を提示して、当該代替手段についても(3)に掲げる比較考量を行うべきである。

また、規制緩和の場合、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことを基本とする。

代替案としては、権限行使の主体が異なる案、行政行為や遵守確保手段等が異なる案、基準、期間等の内容が異なる案などが考えられる。ただし、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては、有効な代替案が想定し難い場合もある（なお、本ガイドラインにおいては、ベースラインを代替案として扱う整理をしていない。）。

代替案の費用及び効果（便益）についても、ベースラインとの比較により推計するとともに、当該案と代替案の比較考量の結果を分かりやすく示す。

(5) その他の関連事項

当該規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会での検討や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について評価書に記載する。実施や利用しなかった場合は、その理由について言及することが望ましい。また、評価において用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を評価書に記載する。

(6) 事後評価の実施時期等

当該規制（新設又は改正）が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う 事後評価 の実施時期について記載する。実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。同計画では、法令等に見直し条項（一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項）がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とすることとされている。

なお、事後評価を実施する際、適切に費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標を明記する必要がある。また、定期的に費用、効果（便益）及び間接的な影響の実績を把握（モニタリング）することも重要であり、モニタリン

グを予定している場合は、その旨を説明するよう努める。

また、規制の事前評価において、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果になった場合には、公正取引委員会が別に定めるところにより、競争への影響を把握する指標を設定しておくことが必要である。

5 簡素化した評価手法

一般的に、意思決定要素が少ない規制に係る政策を簡素化した評価手法の対象とする。

具体的には、以下の要件に該当する規制に係る政策について、簡素化した評価手法を適用する。

- ① 規制の導入に伴い発生する費用が少額
遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。
※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
- ② 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの
 - ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。
 - ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。
ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。
- ③ 国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの
国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。
- ④ 国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの
我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的な要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。
- ⑤ 科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの
研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。
ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。
※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。
- ⑥ 何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの
事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。
- ⑦ 規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの
 - ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。
 - ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。

6 簡素化した評価の内容

(1) 規制の目的、内容及び必要性

ア 現状及び課題

本項目は、「4 基本的な評価の内容 (1)ア 現状及び課題」を参考に実施する。

イ 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

本項目は、「4 基本的な評価の内容 (1)イ 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性」を参考に実施する。

(2) 影響の評価

本項目は、「4 基本的な評価の内容 (2)ア 共通事項、イ 直接的な費用の把握及びエ 副次的な影響及び波及的な影響の把握」を参考に実施する。

(3) その他の関連事項

本項目は、「4 基本的評価の内容 (5)その他の関連事項」を参考に実施する。

(4) 事後評価の実施時期等

本項目は、「4 基本的評価の内容 (6)事後評価の実施時期等」を参考に実施する。

7 事後評価の実施

(1) 事後評価の必要性

これまで、事後評価については、改正前の「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」において、「(6)レビューを行う時期又は条件」として、「当該規制（新設又は改正）が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期・条件について記載する」こととされたのみであり、各府省の自主性に委ねられていた。

しかし、各府省が自ら所掌する規制に係る不断の見直しを行うことは、行政に対する国民の信頼を確保することにつながる意義深い取組であり、規制の導入時の必要性等が導入から一定期間経過後も不変であるか、又は導入に当たり見込んでいた効果が発現しているか、想定した費用が過少あるいは過大ではなかったか、更には想定外の影響が発生していないかについて検証することは、「規制のライフサイクル評価の仕組み」の確立のために必要である。

(2) 事前評価の活用

事後評価に当たっては、事前評価書に記載された費用と効果（便益）の想定と、事後評価時に把握した実際の費用と効果（便益）を比較し、検証するため、規制の事前評価書を添付することとする。

また、定量的な評価結果がないなどにより事前評価を用いずに事後評価を行う場合はまず、規制が導入されなかった場合に、事後評価時点でどのような事態が予想されるか、すなわちベースラインを設定する必要がある。

(3) 指標の設定

事前評価において、定量化等されている場合はもちろんのこと、定性的な記載となっているものであっても、事後において意図した効果（便益）が得られているかどうかを把握するために、あらかじめ適切な指標を設定しておくことが必要となる。あらかじめ指標を設定することは、事後評価に当たって都合の良いデータだけを収集するといった不適切な検証を防止する趣旨であり、また規制の内容によっては、規制の導入から事後評価までの間、副次的な悪影響が発生していないかも含めて、新たにモニタリングが必要となるものがあり得るためである。

(4) 把握すべき内容

上記(3)のとおり、適切な指標を設定して費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するに当たっては、まず、当該規制による社会、経済、環境等への様々な影響を抽出することが必須であり、これらの影響の把握方法の一つとして、利害関係者からの情報提供がある。客観的な統計データ等による影響把握は当然のことであるが、データ等で必ずしも明らかにならない影響を見落とすことのないよう、規制が導入されて、実際にどのような影響が発生しているのか、正に当事者である利害関係者からの情報提供により把握することが望ましい。また、規制立案の際に意図していなかった正又は負の影響が把握された場合は、その旨を明記しなければならない。

なお、規制の導入又は緩和以降に、大幅な社会経済情勢等の変化があった場合は、ベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは、緩和されなかったらどうであったかという仮想的状況）を想定した上で、効果（便益）を当該規制の導入（緩和）による効果（便益）と、その他外部要因により得られたものかに分けた上で把握することが望ましい。

なお、影響の中でも、遵守費用については、規制が導入されたという事実と費用の発生との因果関係が比較的分かりやすいために、特別な理由がない限り金銭価値化し、少なくとも定量的な把握を必須とする。

(5) 評価結果の活用

事後評価で得られた情報と、事前評価の情報を比較し、差異がある場合は、その原因について考察し、規制の改廃を判断する根拠として活用されることが望ましい。この場合、事後評価で得られた情報と、事前評価の情報に差異が生じたとしてもそのこと自体は何ら問題はなく、むしろその差異の原因を適切に検証することが重要である。併せて、一般化できる内容の場合は、ガイドラインやマニュアルに追記されることが望ましい。

なお、事後評価として把握すべき影響に重大な漏れ等がないことを確認する観点からも、自主的な取組としてパブリックコメントに付すことが望まれる。

8 評価書等の記載事項

(1) 基本的な 評価書の記載項目

次の①～⑧は、規制の事前評価において重要な項目であり、これらについて評価書等に記載する。

- ①規制の目的、内容及び必要性
- ②直接的な費用の把握
- ③直接的な効果（便益）の把握
- ④副次的な影響及び波及的な影響の把握
- ⑤費用と効果（便益）の関係
- ⑥代替案との比較
- ⑦その他の関連事項
- ⑧事後評価の実施時期等

なお、①には、規制の必要性の前提となる現状と課題について、統計データ等を利用してベースラインを明記する。

(2) 簡素化した評価書の記載項目

次の①～⑥は、簡素化した規制の事前評価において重要な項目であり、これらについて評価書等に記載する。

- ①簡素化した規制の事前評価の該当要件
- ②規制の目的、内容及び必要性
- ③直接的な費用の把握
- ④副次的な影響及び波及的な影響の把握
- ⑤その他の関連事項
- ⑥事後評価の実施時期等

(3) 規制の事後評価の記載項目

次の①～③は、規制の事後評価において重要な項目であり、これらについて評価書等に記載する。

- ①事前評価時の想定との比較
- ②費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握
- ③考察

(4) 簡素化した事前評価を実施した規制に対する事後評価の記載項目

次の①～③は、簡素化した事前評価を実施した規制に対する事後評価において重要な項目であり、これらについて評価書等に記載する。

- ①事前評価時の想定との比較
- ②費用及び間接的な影響の把握
- ③考察

9 その他留意すべき事項

(1) 不確実性等への対応

将来の事象の予測によって行う規制の事前評価には、不確実性が伴う。推計値の不確実性の程度についての説明を、例えば、幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて行う必要がある。また、定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも一定の前提条件を置いて定量化するなどの努力をし、これを説明する必要がある。

(2) 評価機能と法令企画機能等との連携

規制の新設又は改廃を行う場合には、各行政機関における評価機能と法令の企画機能等との効果的な連携が不可欠である。そのため、各行政機関の政策評価担当組織と政策所管部局や法令の取りまとめ部局等が連携し、規制の質の向上に努める必要がある。

(3) 評価書等の公表の時点等

規制の新設又は改廃が法律による場合、事前評価書等の公表は、遅くとも法律案の閣議決定までに行う。政令以下の下位法令による場合は、遅くともパブリックコメントまで（パブリックコメントの適用除外のものについては閣議決定又は制定まで）に公表する。この場合、「電子政府の総合窓口」のウェブサイト（www.e-gov.go.jp）においてパブリックコメントに付される命令等（規制）の案の「関連資料」とすることを原則とする。なお、パブリックコメントにおいて提出された意見を踏まえて事前評価書等の内容を変更した場合は、改めてこれを公表する必要がある。

ただし、機密の保持等の特別の事由により、この公表時期により難しい場合は、規制の公表時（官報掲載時など）までの可能な限り早期に公表する。ただし、本ガイドラインに基づく標準的な公表時期によらない場合、このことについて評価主体である行政機関に説明責任が生じることは言うまでもない。

なお、条約等国際約束に基づいて新設又は改廃される規制に関しては、国会承認を要するものについては当該国際約束を国会に提出するまで、要しないものについては当該国際約束を締結するまでの間において、関連する国内法令を含めて事前評価書等を公表することが望ましいものと考えられるが、国内法令の制定又は改廃を行う場合には、遅くとも原則にのっとり公表を行う。

事後評価に係る評価書については、評価法第10条第2項に基づき、作成後速やかに公表を行う。